

造船・船用工業分野における事業者の受入れ動向について

- 造船・船用工業分野において特定技能外国人材を受け入れる事業者については、当該事業者が造船・船用工業分野の事業者に該当するかの確認を国土交通省海事局船舶産業課長が行い、確認通知書を交付することとなっている。（8月2日時点で39社に対して確認通知書を交付）

- また、令和元年7月31日、技能実習を修了したフィリピン人3名に対して、出入国在留管理庁より、「特定技能1号」への在留資格変更が許可された。この3名については、造船・船用工業分野における初めての特定技能外国人となる。

令和元年7月31日

海事局船舶産業課

造船・船用工業分野において在留資格「特定技能」への変更が 初めて許可されました！

～造船・船用工業分野において特定技能外国人が誕生～

我が国の深刻な人手不足に対応するため、新たな外国人材の受入れ制度「特定技能制度」が本年4月1日より創設されております。

本日7月31日、技能実習を修了したフィリピン人3名に対して、出入国在留管理庁より、本制度に基づく「特定技能1号」への在留資格変更が許可されました。

この3名は、造船・船用工業分野における初めての特定技能外国人となります。

- 我が国の深刻な人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」が本年4月1日に開始されております。
- 当該制度のもとでは、造船・船用工業分野において、「溶接」、「塗装」、「鉄工」、「仕上げ」、「機械加工」及び「電気機器組立て」の6つの業務区分での外国人材の受入れが可能となっており、造船・船用工業にとって人材確保のための有益な制度として、今後、活用が見込まれているところです。
- 本日7月31日、出入国在留管理庁により、フィリピン人3名に対し、在留資格「技能実習2号」から「特定技能1号」への在留資格変更が許可されました。これにより、造船・船用工業分野における特定技能外国人が初めて誕生したことになります。

<許可の概要>

- ・許可日：令和元年7月31日
- ・受入れ企業所在地：長崎県
- ・許可人数：3名
- ・国籍：フィリピン
- ・業務区分：溶接
- ・「技能実習2号」から「特定技能1号」への在留資格変更

※造船・船用工業分野における特定技能制度の概要については以下URLを参照願います。

(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000028.html)

<問合せ先>

国土交通省海事局船舶産業課 久保、松尾

代表：03-5253-8111

(内線 43-643、43-633)

直通：03-5253-8634

FAX：03-5253-1644

